

韓国知的財産ニュース 2023 年 8 月後期

(No. 493)

発行年月日：2023 年 9 月 6 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、8 月 16 日から 31 日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 【立法予告】「特許庁とその所属機関の職制施行規則」の一部改正令案（特許庁公告第 2023-216 号）
- 1-2 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2123851）
- 1-3 【立法予告】商標法施行令の一部改正令（案）（特許庁公告第 2023-211 号）
- 1-4 【立法予告】デザイン保護法施行令の一部改正令案（特許庁公告第 2023-217 号）
- 1-5 【立法予告】デザイン保護法施行規則の一部改正令案（特許庁公告第 2023-218 号）
- 1-6 【法案提出】商標法の一部改正法律案（代案）（議案番号：2123995）
- 1-7 【法案提出】デザイン保護法の一部改正法律案（代案）（議案番号：2123996）
- 1-8 【法案提出】特許法の一部改正法律案（代案）（議案番号：2123997）
- 1-9 【立法予告】特許法施行令の一部改正令案（特許庁公告第 2023-222 号）
- 1-10 【立法予告】実用新案法施行令の一部改正令案（特許庁公告第 2023-223 号）
- 1-11 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2124088）
- 1-12 【公布】特許庁とその所属機関の職制施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第 522 号）
- 1-13 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2124092）

関係機関の動き

- 2-1 2023年 KIPRIS 応援団の発足式を開催する
- 2-2 知的財産学単位銀行の2023年2学期受講生を募集
- 2-3 韓国特許庁・美しい店、「2023 やさしいアイデアコンテスト」の授賞式を開催
- 2-4 韓国特許庁、米国特許公報のハングル翻訳文データ 1,480 万件を無料で公開
- 2-5 韓国特許庁、2023 年上半期優秀審査・審判官品質コンテストの授賞式を開催
- 2-6 韓国特許庁、ウズベキスタンに韓国型特許行政システムを構築する
- 2-7 韓国特許庁・特許裁判所、「2023 特許訴訟弁論コンテスト」を共同開催
- 2-8 韓国特許庁、特許出願の際の「遺伝資源出所開示」への対応に乗り出す
- 2-9 「知的財産基盤次世代英才経営者教育院」の新入生を募集する
- 2-10 韓国特許庁、「PATINEX2023」を開催する
- 2-11 韓国特許庁、2024 年度の予算案に 7,017 億ウォン計上
- 2-12 韓国特許庁、ディスプレイ業界との知的財産制度改善懇談会を開催

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 リフォーム製品、商標権侵害に注意してください
- 4-2 韓国特許庁、「デザイン保護公開フォーラム」を開催する
- 4-3 韓国特許庁、ブラジル特許庁とデザイン優先権証明書類のオンライン交換を開始

その他一般

※今号はありません。

法律、制度関連

1-1 【立法予告】「特許庁とその所属機関の職制施行規則」の一部改正令案（特許庁公告第 2023-216 号）

電子官報（2023.8.16.）

特許庁公告第 2023-216 号

「特許庁とその所属機関の職制施行規則」の一部改正令案を立法予告するに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第 41 条に基づいて次のとおり公告します。

2023年8月16日

特許庁長

「特許庁とその所属機関の職制施行規則」の一部改正令案の立法予告

1. 改正理由及び主要内容

敏捷かつ柔軟な政府を実現するために、開放型職位を職制施行規則に定めるようにしていたものを訓令・例規及びその他の方法により定めさせる内容に「行政機関の組織と定員に関する通則」及び「開放型職位及び公募職位の運営等に関する規程」が改正され、科学技術分野の専門性が国の競争力に及ぼす影響を考慮して技術職群の名称を科学技術職群に変更する内容に「公務員任用令」が改正されたことを受け、関連規定を見直し、総額人件費制度を活用して自主的に増員できる定員の限度を総定員の7パーセントから10パーセントに引き上げる一方、特許庁に総額人件費制度を活用して設置した産業財産創出戦略チーム、産業財産通商協力チーム、機械電子商標審査チーム、国際商標審査チーム、産業デザイン審査チーム、国際特許出願審査1チーム、国際特許出願審査2チーム、自動運転審査チーム、スマート製造審査チーム、放送メディア審査チーム、環境技術審査チーム、計測技術審査チーム及び材料金属審査チームの存続期限を2023年9月8日までからそれぞれ2025年9月8日までに2年延長し、総額人件費制度を活用して特許庁の定員12名（6級12名）の職級を上方調整（5級12名）しようとするものである。

2. 意見提出

この改正案について意見がある機関・団体又は個人は、2023年8月22日までに国民参加立法センター（<http://opinion.lawmaking.go.kr>）を通じてオンラインで意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長（宛先：イノベーション行政担当官）に提出してください。

イ. 予告事項に対する賛成又は反対意見（反対の際はその理由を明示）

ロ. 氏名（機関・団体の場合は、機関・団体名と代表者名）、住所及び電話番号

ハ. その他参考事項等

※提出意見の送り先

一般郵便：大田広域市西区庁舎路 189 政府大田庁舎 4 棟、特許庁イノベーション行政担当官室（〒35208）

電子郵便：stone123@korea.kr

Fax：042-472-3504

3. その他事項

改正案に対する詳細は、特許庁ウェブサイト（<https://www.kipo.go.kr>）の「冊子/統計

→法令及び条約→立法予告」を参照するか、特許庁イノベーション行政担当官室（電話042-481-5054）にお問い合わせください。

1-2 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2123851）

議案情報システム（2023.8.17.）

議案番号：2123851

提案日：2023年8月17日

提案者：イ・ジャンソブ議員（共に民主党）外11人

提案理由

最近、半導体や二次電池等の先端産業分野において技術的優位を先取りするための国家間の競争が激しい中、技術流出が深刻さを増し、オンラインを通じた海外への技術奪取が増えている。

しかし、現行法は、国家コア技術又は産業技術の流出・侵害行為の差止めと関連する罰則規定を設けているものの、違反行為が重大であるのに対して軽い処罰が下されている。

2017から2021年まで産業技術保護法の違反として処理された第1審有罪判決のうち、有期懲役（実刑）を言い渡された事件は6.2%にすぎない反面、無罪と執行猶予は74.1%と、ほとんどの場合、低い刑量が言い渡されていることから、処罰を強化して産業技術流出犯罪に対する警戒心を高める必要性が提起されている。

したがって、産業技術流出犯罪に対する域外規定の適用、議会に対する報告義務、目的犯でない故意犯の処罰規定の制定、民事的救済の強化等を法律に規定することで、処罰の法的執行力を強化しようとする。

主要内容

- イ. 裁判所は、産業技術侵害行為の差止め等を請求する訴えが提起された場合、原告の申請を受けて臨時で産業技術侵害行為により作られた物の差押えやその他の必要な措置を命ずることができるようにする（案第14条の2第4項新設）。
- ロ. 産業技術の流出及び侵害行為の差止めに対する規定は、当該行為を海外で行った場合もこの法律を適用できるようにする（案第14条の4新設）。
- ハ. 産業通商資源部長官は、関連中央行政機関の長との協議を経て産業技術の流出現況及び是正案等の報告書を毎年2回国会の所管常任委員会に提出するようにする（案第17条の2新設）。
- ニ. 国家コア技術を海外で使用するか使用されることを知りながらも当該行為を行った者は、5年以上の有期懲役又は15億ウォン以下の罰金を科し、違反行為による財産上

の利得額の10倍に当たる金額が15億ウォンを超えると、財産上の利得額の2倍以上10倍以下の罰金を併科する（案第36条第1項）。

- ホ. 産業技術を海外で使用するか使用されることを知りながらも当該行為を行った者は、20年以下の懲役又は20億ウォン以下の罰金を科し、違反行為による財産上の利得額の10倍に当たる金額が20億ウォンを超えると、財産上の利得額の2倍以上10倍以下の罰金を併科する（案第36条第2項）。

法律第 号

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第14条の2に第4項を次のように新設する。

- ④裁判所は、第1項及び第2項による産業技術侵害行為の差止め等を請求する訴えが提起された場合、原告の申請を受けて臨時で産業技術侵害行為により作られた物の差押えやその他の必要な措置を命ずることができる。

第14条の4を次のように新設する。

第14条の4（海外における行為に対する適用）第14条による産業技術の流出及び侵害行為の差止めに対する規定は、当該行為を海外で行った場合もこの法律を適用する。

第17条の2を次のように新設する。

第17条の2（国会に対する報告）①産業通商資源部長官は、関連中央行政機関の長との協議を経て産業技術の流出現況及び是正案等の報告書を毎年2回国会の所管常任委員会に提出しなければならない。

- ②第1項による報告内容や提出時期等の必要な事項は、大統領令に定める。

第36条第1項前段中「使用させる目的で」を「使用されることを知りながらも」に、「3年」を「5年」に改め、同項後段中「罰金」を「罰金（違反行為による財産上の利得額の10倍に当たる金額が15億ウォンを超えると、その財産上の利得額の2倍以上10倍以下の罰金）」とし、同条第2項中「使用させる目的で」を「使用されることを知りながらも」に、「15年」を「20年」に、「15億ウォン」を「20億ウォン」に、「罰金」を「罰金（違反行為による財産上の利得額の10倍に当たる金額が20億ウォンを超えると、その財産上の利得額の2倍以上10倍以下の罰金）」に改める。

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（差押えに関する適用例）第14条の4の改正規定は、この法律の施行後に産業技

術侵害行為の差止めを請求する訴えが提起された場合から適用する。

1-3 【立法予告】 商標法施行令の一部改正令（案）（特許庁公告第 2023-211 号）

電子官報（2023.8.17.）

特許庁公告第 2023-211 号

商標法施行令の一部改正令（案）を立法予告するに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第 41 条に基づいて次のとおり公告します。

2023 年 8 月 17 日

特許庁長

商標法施行令の一部改正令（案）の立法予告

1. 改正理由

商標法施行令第 12 条各号による優先審査の申請対象のうち、「商標調査報告書による優先審査の申請（施行令第 12 条第 8 号）」は、商標法第 53 条第 2 項による「緊急な処理が必要」に該当するとは考えにくいため、これを削除しようとするものである。

2. 主要内容

イ. 商標優先審査の対象の見直し（案第 12 条第 8 号削除）

3. 意見提出

この改正案について意見がある団体又は個人は、2023 年 9 月 27 日水曜日までに国民参加立法センター（<http://opinion.lawmaking.go.kr>）を通じてオンラインで意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長に提出してください。

イ. 予告事項に対する賛成又は反対意見（反対の際はその理由を明示）

ロ. 氏名（機関・団体の場合は、機関・団体名と代表者名）、住所及び電話番号

ハ. その他参考事項等

ニ. 意見の提出方法：郵便、電子郵便又はファックス

- 1) 一般郵便：〒35208 大田広域市西区庁舎路 189（西区屯山洞 920）政府大田庁舎 4 棟
特許庁商標審査政策課（1306 号）
- 2) 電子郵便：astraea79@korea.kr
- 3) Fax：042-472-3468

4. その他参考事項

改正案に対する詳細は、特許庁商標審査政策課（042-481-8343）にお問い合わせください。立法予告と関連する改正案は、政府立法支援センター

（<http://www.lawmaking.go.kr>）の「参加広場→統合立法予告」と特許庁ウェブサイト（<http://www.kipo.go.kr>）の「冊子/統計→法令及び条約→立法予告」に掲載してありますので、ご参照ください。

1-4 【立法予告】デザイン保護法施行令の一部改正令案（特許庁公告第 2023-217 号）

電子官報（2023. 8. 21.）

特許庁公告第 2023-217 号

デザイン保護法施行令の一部改正令案を立法予告するに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第 41 条に基づいて次のとおり公告します。

2023 年 8 月 21 日

特許庁長

デザイン保護法施行令の一部改正令案の立法予告

1. 改正理由

優先審査による一般審査の遅延防止及び重複しているか活用度の低い対象の見直しが必要であり、優先権主張の要件緩和等の内容に「デザイン保護法」が改正（法律第 19494 号、2023. 6. 20. 公布、12. 21. 施行）されたことを受け、関連内容を施行令に反映する必要がある。

2. 主要内容

イ. 優先審査制度の改善（案第 6 条第 2 号、第 8 号、第 11 号及び第 13 号）

優先審査による一般審査の遅延防止及び重複しているか活用度の低い対象を見直す

ロ. 優先権主張関連規定の見直し（案第 10 条第 2 項及び第 3 項）

優先権主張の追加及び延長事項を登録・公開デザインの公報に掲載する

3. 意見提出

デザイン保護法施行令の一部改正令案について意見がある団体又は個人は、2023 年 10 月 2 日月曜日までに統合立法予告システム（<http://opinion.lawmaking.go.kr>）を通じてオンラインで意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長（参照：デザイン審

査政策課長)に提出してください。なお、一部改正令案の全文は、特許庁ウェブサイト (<http://www.kipo.go.kr>) の「冊子/統計→法令及び条約→立法予告」を参照してください。

イ. 立法予告事項に対する項目別意見 (賛否とその理由)

ロ. 氏名 (法人、団体の場合は、その名称と代表者名)、住所及び電話番号

ハ. その他参考事項

※送り先

特許庁デザイン審査政策課：大田広域市西区庁舎路 189 (屯山洞) 政府大田庁舎 4 棟 1305 号 (〒35208)

電話：042-481-5766、Fax：042-472-3468

電子郵便：juris72@korea.kr

1-5 【立法予告】デザイン保護法施行規則の一部改正令案 (特許庁公告第 2023-218 号)

電子官報 (2023. 8. 21.)

特許庁公告第 2023-218 号

デザイン保護法施行規則の一部改正令案を立法予告するに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第 41 条に基づいて次のとおり公告します。

2023 年 8 月 21 日

特許庁長

デザイン保護法施行規則の一部改正令案の立法予告

1. 改正理由

新規性喪失の例外適用の拡大等の内容に「デザイン保護法」が改正 (法律第 19494 号、2023. 6. 20. 公布、12. 21. 施行) されたことを受け、関連内容を施行規則に反映し、出願人等顧客の利便性の向上及び現行制度の運営上現れた一部の不備を改善・補完しようとするものである。

2. 主要内容

イ. 新規性喪失の例外規定の見直し (案第 23 条及び第 34 号) 及び書式の改訂 (案別紙第 1 号等)

デザイン保護法第 36 条第 2 項削除に伴って関連施行規則の規定と書式を見直す

ロ. 英語デザイン登録証発行申請制度の改善（案第 68 条）

英語デザイン登録証の発行を申請する際に特許庁長が告示したデザイン物品リストの名称で記載する場合、翻訳確認書証明書の提出を省略できるようにする

ハ. 3D ファイルの提出形式の変更（別紙第 2 号及び第 3 号）

現行 3D ファイルの提出形式を、安定性が優れていて、WIPO の勧奨案に合致する形式に変更する

ニ. 画像デザインの出願簡素化に向けた書式の改訂（案別紙第 3 号書式）

願書の記載事項において、「画像デザインの用途」欄を削除する

ホ. 図面識別項目表示の簡素化（別表 2、案別紙第 2 号及び第 4 号書式）

【図面□.△】を【図面△】に一括変更する

3. 意見提出

デザイン保護法施行規則の一部改正令案について意見がある団体又は個人は、2023 年 10 月 2 日月曜日までに統合立法予告システム (<http://opinion.lawmaking.go.kr>) を通じてオンラインで意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長（参照：デザイン審査政策課長）に提出してください。なお、一部改正令案の全文は、特許庁ウェブサイト (<http://www.kipo.go.kr>) の「冊子/統計→法令及び条約→立法予告」を参照してください。

イ. 立法予告事項に対する項目別意見（賛否とその理由）

ロ. 氏名（法人、団体の場合は、その名称と代表者名）、住所及び電話番号

ハ. その他参考事項

※送り先

特許庁デザイン審査政策課：大田広域市西区庁舎路 189（屯山洞）政府大田庁舎 4 棟 1305 号（〒35208）

電話：042-481-5766、Fax：042-472-3468

電子郵便：juris72@korea.kr

1 - 6 【法案提出】商標法の一部改正法律案（代案）（議案番号：2123995）

議案情報システム（2023. 8. 23.）

議案番号：2123995

提案日：2023年8月

提案者：産業通商資源中小ベンチャー企業委員長

代案提案の経緯

議案名	議案番号	代表発議	発議日	審査の経過
-----	------	------	-----	-------

商標法の一部 改正法律案	2116856	イ・チョルギユ 議員	2022. 8. 12	<ul style="list-style-type: none"> －第400回国会（常会）第10次産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2022. 11. 21.）に上程後、提案説明、検討報告、大体討論を経て小委員会に回付 －第405回国会（臨時会）第1次産業通商資源特許小委員会（2023. 4. 25.）に上程、逐条審査及び議決（代案反映廃棄）
	2118321	イ・ジャンソプ 議員	2022. 11. 18	<ul style="list-style-type: none"> －第403回国会（臨時会）第2次産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2023. 2. 10.）に上程後、提案説明、検討報告、大体討論を経て小委員会に回付 －第405回国会（臨時会）第1次産業通商資源特許小委員会（2023. 4. 25.）に上程、逐条審査及び議決（代案反映廃棄）

- イ. 第405回国会（臨時会）第1次産業通商資源特許小委員会（2023. 4. 25.）で上記2件の法律案を審査した結果、それぞれの法律案を本会議に付議しないことにし、各法律案の内容を統合・調整して当委員会の代案を作成することにする。
- ロ. 第406回国会（臨時会）第1次産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2023. 5. 11.）で産業通商資源特許小委員会が審査報告したとおり、2件の法律案はそれぞれ本会議に付議しない代わりに産業通商資源特許小委員会が作成した委員会の代案を提案することを議決した。

代案提案の理由

現行法は、特許審判において「利害関係人」のみ審判請求又は審判参加ができるように規定していることから、審判過程で当事者や利害関係人でない公共団体等の第三者から審判に対する「公衆意見」を聴取できる手続がないという問題がある。

また、現行の「商標法」第127条は、審判請求書の軽微かつ明確な不備でも審判長が職権で補正できず、一定期間を定めて審判請求人が直接補正するようにして不要に審判が遅延する場合があります。また、審判請求人が補正しない場合、審判請求が却下されるおそれがあります。したがって、特許審判における審判参考人制度を導入し、審判請求の職権補正制度を導入することで、特許審判における審理の充実を強化し、迅速かつ経済的な審判処理を図ろう

とするものである。

代案の主要内容

- イ. 審判請求の補正する事項が軽微かつ明確な場合は、審判長が職権で補正できるようにする（案第127条第1項ただし書及び同条第4項から第7項まで新設）。
- ロ. 審判長は、産業に及ぼす影響等を考慮して事件の審理に必要であると認められる場合、公共団体やその他の参考人が審判事件に対する意見書を提出できるようにし、国家機関と地方自治団体は、公益に係る事項に関して特許審判院に審判事件に対する意見書を提出できるようにする（案第141条の2新設）。

法律第 号

商標法の一部改正法律案

商標法の一部を次のように改正する。

第127条第1項各号以外の部分にただし書を次のように新設し、同条に第4項から第7項までをそれぞれ次のように新設する。

ただし、補正する事項が軽微かつ明確な場合は、職権で補正することができる。

④審判長は、第1項ただし書により職権補正をするには、その職権補正事項を請求人に通知しなければならない。

⑤請求人は、第1項ただし書による職権補正事項を受け入れられない場合、職権補正事項の通知を受けた日から7日以内にその職権補正事項に対する意見書を審判長に提出しなければならない。

⑥請求人が第5項により意見書を提出した場合は、当該職権補正事項は最初からなかったものとみなす。

⑦第1項ただし書による職権補正が明らかに間違っている場合、その職権補正は最初からなかったものとみなす。

第141条の2を次のように新設する。

第141条の2（参考人意見書の提出）①審判長は、産業に及ぼす影響等を考慮して事件の審理に必要であると認められる場合、公共団体やその他の参考人に審判事件に対する意見書を提出させることができる。

②国家機関と地方自治団体は、公益に係る事項に関して特許審判院に審判事件に対する意見書を提出することができる。

③審判長は、第1項又は第2項により参考人が提出した意見書に対し、当事者に口頭又は書面による意見陳述の機会を与えなければならない。

④第1項又は第2項による参考人の選定及び費用、遵守事項等、参考人意見書の提出に必

要な事項は、産業通商資源部令に定める。

附 則

第1条（施行日） この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（参考人意見書の提出に関する適用例） 第141条の2の改正規定は、この法律の施行当時に特許審判院に係属中の審判事件に対しても適用する。

1-7 【法案提出】 デザイン保護法の一部改正法律案（代案）（議案番号：2123996）

議案情報システム（2023.8.23.）

議案番号：2123996

提案日：2023年8月

提案者：産業通商資源中小ベンチャー企業委員長

代案提案の経緯

議案名	議案番号	代表発議	発議日	審査の経過
デザイン保護法の一部改正法律案	2116855	イ・チョルギユ 議員	2022. 8. 12	－第400回国会（常会）第10次産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2022. 11. 21.）に上程後、提案説明、検討報告、大体討論を経て小委員会に回付 －第405回国会（臨時会）第1次産業通商資源特許小委員会（2023. 4. 25.）に上程、逐条審査及び議決（代案反映廃棄）
	2118316	イ・ジャンソプ 議員	2022. 11. 18	－第403回国会（臨時会）第2次産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2023. 2. 10.）に上程後、提案説明、検討報告、大体討論を経て小委員会に回付 －第405回国会（臨時会）第1次産業通商資源特許小委員会（2023. 4. 25.）に上程、逐条審査及び議決（代案反映廃棄）

- イ. 第405回国会（臨時会）第1次産業通商資源特許小委員会（2023. 4. 25.）で上記2件の法律案を審査した結果、それぞれの法律案を本会議に付議しないことにし、各法律案の内容を統合・調整して当委員会の代案を作成することにする。
- ロ. 第406回国会（臨時会）第1次産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2023. 5. 11.）で産業通商資源特許小委員会が審査報告したとおり、2件の法律案はそれぞれ本会議に付議しない代わりに産業通商資源特許小委員会が作成した委員会の代案を提案することを議決した。

代案提案の理由

現行法は、特許審判において「利害関係人」のみ審判請求又は審判参加ができるように規定していることから、審判過程で当事者や利害関係人でない公共団体等の第三者から審判に対する「公衆意見」を聴取できる手続がないという問題がある。

現行の「デザイン保護法」第128条は、審判請求書の軽微かつ明確な不備までも審判長が職権で補正できず、一定期間を定めて審判請求人が直接補正するようにして不要に審判が遅延する場合があります、審判請求人が補正しない場合、審判請求が却下されるおそれがある。

したがって、特許審判における審判参考人制度を導入し、審判請求の職権補正制度を導入することで、特許審判における審理の充実を強化し、迅速かつ経済的な審判処理を図ろうとするものである。

代案の主要内容

- イ. 審判請求の補正する事項が軽微かつ明確な場合は、審判長が職権で補正できるようにする（案第128条第1項ただし書及び同条第4項から第7項まで新設）。
- ロ. 審判長は、産業に及ぼす影響等を考慮して事件の審理に必要であると認められる場合、公共団体やその他の参考人が審判事件に対する意見書を提出できるようにし、国家機関と地方自治団体は、公益に係る事項に関して特許審判院に審判事件に対する意見書を提出できるようにする（案第142条の2新設）。

法律第 号

デザイン保護法の一部改正法律案

デザイン保護法の一部を次のように改正する。

第128条第1項各号以外の部分にただし書を次のように新設し、同条に第4項から第7項までをそれぞれ次のように新設する。

ただし、補正する事項が軽微かつ明確な場合は、職権で補正することができる。

④審判長は、第1項ただし書により職権補正をするには、その職権補正事項を請求人に通知しなければならない。

⑤請求人は、第1項ただし書による職権補正事項を受け入れられない場合、職権補正事項の通知を受けた日から7日以内にその職権補正事項に対する意見書を審判長に提出しなければならない。

⑥請求人が第5項により意見書を提出した場合は、当該職権補正事項は最初からなかったものとみなす。

⑦第1項ただし書による職権補正が明らかに間違っている場合、その職権補正は最初からなかったものとみなす。

第142条の2を次のように新設する。

第142条の2（参考人意見書の提出）①審判長は、産業に及ぼす影響等を考慮して事件の審理に必要であると認められる場合、公共団体やその他の参考人に審判事件に対する意見書を提出させることができる。

②国家機関と地方自治団体は、公益に係る事項に関して特許審判院に審判事件に対する意見書を提出することができる。

③審判長は、第1項又は第2項により参考人が提出した意見書に対し、当事者に口頭又は書面による意見陳述の機会を与えなければならない。

④第1項又は第2項による参考人の選定及び費用、遵守事項等、参考人意見書の提出に必要な事項は、産業通商資源部令に定める。

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（参考人意見書の提出に関する適用例）第142条の2の改正規定は、この法律の施行当時に特許審判院に係属中の審判事件に対しても適用する。

1－8 【法案提出】特許法の一部改正法律案（代案）（議案番号：2123997）

議案情報システム（2023.8.23.）

議案番号：2123997

提案日：2023年8月

提案者：産業通商資源中小ベンチャー企業委員長

代案提案の経緯

議案名	議案番号	代表発議	発議日	審査の経過
特許法の一部	2116852	イ・チョルギユ	2022.8.12	－第400回国会（常会）第10次産

改正法律案		議員		業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2022. 11. 21.）に上程後、提案説明、検討報告、大体討論を経て小委員会に回付 －第405回国会（臨時会）第1次産業通商資源特許小委員会（2023. 4. 25.）に上程、逐条審査及び議決（代案反映廃棄）
	2118322	イ・ジャンソブ 議員	2022. 11. 18	－第403回国会（臨時会）第2次産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2023. 2. 10.）に上程後、提案説明、検討報告、大体討論を経て小委員会に回付 －第405回国会（臨時会）第1次産業通商資源特許小委員会（2023. 4. 25.）に上程、逐条審査及び議決（代案反映廃棄）

- イ. 第405回国会（臨時会）第1次産業通商資源特許小委員会（2023. 4. 25.）で上記2件の法律案を審査した結果、それぞれの法律案を本会議に付議しないことにし、各法律案の内容を統合・調整して当委員会の代案を作成することにする。
- ロ. 第406回国会（臨時会）第1次産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2023. 5. 11.）で産業通商資源特許小委員会が審査報告したとおり、2件の法律案はそれぞれ本会議に付議しない代わりに産業通商資源特許小委員会が作成した委員会の代案を提案することを議決した。

代案提案の理由

現行法は、特許審判において「利害関係人」のみ審判請求又は審判参加ができるように規定していることから、審判過程で当事者や利害関係人でない公共団体等の第三者から審判に対する「公衆意見」を聴取できる手続がないという問題がある。

また、現行の「特許法」第141条は、審判請求書の軽微かつ明確な不備までも審判長が職権で補正できず、一定期間を定めて審判請求人が直接補正するようにして不要に審判が遅延する場合があります。また、審判請求人が補正しない場合、審判請求が却下されるおそれがあります。したがって、特許審判における審判参考人制度を導入し、審判請求の職権補正制度を導入することで、特許審判における審理の充実を強化し、迅速かつ経済的な審判処理を図ろうとするものである。

代案の主要内容

- イ. 審判請求の補正する事項が軽微かつ明確な場合は、審判長が職権で補正できるようにする（案第141条第1項ただし書及び同条第4項から第7項まで新設）。
- ロ. 審判長は、産業に及ぼす影響等を考慮して事件の審理に必要であると認められる場合、公共団体やその他の参考人が審判事件に対する意見書を提出できるようにし、国家機関と地方自治団体は、公益に係る事項に関して特許審判院に審判事件に対する意見書を提出できるようにする（案第154条の3新設）。

法律第 号

特許法の一部改正法律案

特許法の一部を次のように改正する。

第141条第1項各号以外の部分にただし書を次のように新設し、同条に第4項から第7項までをそれぞれ次のように新設する。

ただし、補正する事項が軽微かつ明確な場合は、職権で補正することができる。

④審判長は、第1項ただし書により職権補正をするには、その職権補正事項を請求人に通知しなければならない。

⑤請求人は、第1項ただし書による職権補正事項を受け入れられない場合、職権補正事項の通知を受けた日から7日以内にその職権補正事項に対する意見書を審判長に提出しなければならない。

⑥請求人が第5項により意見書を提出した場合は、当該職権補正事項は最初からなかったものとみなす。

⑦第1項ただし書による職権補正が明らかに間違っている場合、その職権補正は最初からなかったものとみなす。

第154条の3を次のように新設する。

第154条の3（参考人意見書の提出）①審判長は、産業に及ぼす影響等を考慮して事件の審理に必要であると認められる場合、公共団体やその他の参考人に審判事件に対する意見書を提出させることができる。

②国家機関と地方自治団体は、公益に係る事項に関して特許審判院に審判事件に対する意見書を提出することができる。

③審判長は、第1項又は第2項により参考人が提出した意見書に対し、当事者に口頭又は書面による意見陳述の機会を与えなければならない。

④第1項又は第2項による参考人の選定及び費用、遵守事項等、参考人意見書の提出に必要な事項は、産業通商資源部令に定める。

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（参考人意見書の提出に関する適用例）第154条の3の改正規定は、この法律の施行当時に特許審判院に係属中の審判事件に対しても適用する。

1-9 【立法予告】特許法施行令の一部改正令案（特許庁公告第2023-222号）

電子官報（2023.8.24.）

特許庁公告第2023-222号

特許法施行令の一部改正令案を立法予告するに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第41条に基づいて次のとおり公告します。

2023年8月24日

特許庁長

特許法施行令の一部改正令案の立法予告

1. 改正理由及び主要内容

半導体・二次電池・バイオ等、国家的に重要な先端戦略技術に審査能力を集中させ、優先審査への支援を強化できるように優先審査の対象別に緊急処理の必要性を再検討することで不要不急の優先審査の対象を見直す一方（案第9条）、特許法の改正（法律第16804号、2019.12.10.公布、2020.3.11.施行及び法律第18505号、2021.10.19.公布、2022.4.20.施行）を受け、登録遅延に伴う特許権存続期間延長対象から除外される出願人により遅延した期間を整備し（案第7条の2）、新しく導入された分離出願制度と関連する事項を特許公報掲載事項に反映しようとするものである（案第19条）。

2. 意見提出

特許法施行令の一部改正令案について意見がある団体又は個人は、2023年10月4日までに統合立法予告システム（<http://opinion.lawmaking.go.kr>）を通じて法令案を確認してから意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長に提出してください。

イ. 立法予告事項に対する項目別意見（賛否とその理由）

ロ. 氏名（法人、団体の場合は、その名称と代表者名）、住所及び電話番号

ハ. その他参考事項

※送り先

特許庁特許制度課：大田広域市西区庁舎路 189（屯山洞）政府大田庁舎 4 棟 1105 号（〒35208）

電話：042-481-8153、Fax：042-472-4743

電子郵便：han120@korea.kr

3. その他事項

改正案に対する詳細は、特許庁ウェブサイト（www.kipo.go.kr）の「立法予告」を参照するか、特許庁特許制度課（電話 042-481-8153）にお問い合わせください。

1-10 【立法予告】 実用新案法施行令の一部改正令案（特許庁公告第 2023-223 号）

電子官報（2023. 8. 24.）

特許庁公告第 2023-223 号

実用新案法施行令の一部改正令案を立法予告するに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第 41 条に基づいて次のとおり公告します。

2023 年 8 月 24 日

特許庁長

実用新案法施行令の一部改正令案の立法予告

1. 改正理由及び主要内容

半導体・二次電池・バイオ等、国家的に重要な先端戦略技術に審査能力を集中させ、優先審査への支援を強化できるように優先審査の対象別に緊急処理の必要性を再検討することで不要不急の優先審査の対象を見直す一方（案第 5 条）、実用新案法で準用する特許法の改正（法律第 16804 号、2019. 12. 10. 公布、2020. 3. 11. 施行及び法律第 18505 号、2021. 10. 19. 公布、2022. 4. 20. 施行）を受け、登録遅延に伴う実用新案権存続期間延長対象から除外される出願人により遅延した期間を整備し（案第 6 条の 2）、新しく導入された分離出願制度と関連する事項を実用新案公報掲載事項に反映しようとするものである（案第 7 条）。

2. 意見提出

実用新案法施行令の一部改正令案について意見がある団体又は個人は、2023 年 10 月 4 日までに統合立法予告システム（<http://opinion.lawmaking.go.kr>）を通じて法令案を確認してから意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長に提出してください。

- イ. 立法予告事項に対する項目別意見（賛否とその理由）
- ロ. 氏名（法人、団体の場合は、その名称と代表者名）、住所及び電話番号
- ハ. その他参考事項

※送り先

特許庁特許制度課：大田広域市西区庁舎路 189（屯山洞）政府大田庁舎 4 棟 1105 号（〒35208）

電話：042-481-8153、Fax：042-472-4743

電子郵便：han120@korea.kr

3. その他事項

改正案に対する詳細は、特許庁ウェブサイト（www.kipo.go.kr）の「立法予告」を参照するか、特許庁特許制度課（電話 042-481-8153）にお問い合わせください。

1-11 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2124088）

議案情報システム（2023.8.30.）

議案番号：2124088

提案日：2023年8月30日

提案者：キム・ソンウォン議員（国民の力）外9人

提案理由

競争国が半導体、バッテリー等の未来新産業分野をめぐって国の運命をかけた技術覇権争いを繰り広げている中、世界的な産業競争力を有していて産業技術流出の標的となっている韓国企業を相手に産業技術流出が頻繁に発生し、制御しにくい状況が続いているが、現行法により産業技術の流出を防止し保護する上で多くの限界が露になり、対策作りが急がれる。

したがって、ますます露骨化かつ知能化する技術流出犯罪を事前段階から防止するため、政府の役割及び共助体制を強化する必要性が高まっている。そのために、産業技術の流出と侵害の通報段階から産業通商資源部等の行政的手続と関連機関との共助強化、担当機構設置根拠の制定などを通じて政府全体の能力を引き上げ、韓国企業の産業技術を保護・発展させようとする。

主要内容

- イ. 産業通商資源部長官及び情報捜査機関の長は、産業技術の流出及び侵害の通報による調査及び措置を行った場合、その結果を情報捜査機関の長又は産業通商資源部長

官にそれぞれ通知するようにする（案第15条第3項新設）。

- ロ．産業通商資源部長官は、産業技術の流出及び侵害の通報による調査及び措置に伴う業務を迅速かつ効率的に履行するため、大統領令に定めるところに従って実務支援センターの設置根拠を設ける（案第15条第4項新設）。
- ハ．産業通商資源部長官の技術流出のおそれがある侵害通報を受けた場合、関連機関に実態調査をさせることができるようにする（案第17条第3項新設）。
- ニ．産業技術の保護に向けた実態調査業務を行う者に対して守秘義務を課す（案第34条第6号）。

法律第 号

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第2条第1号リ目をヌ目とし、同号にリ目を次のように新設する。

リ．「海洋水産科学技術育成法」第17条により指定されている海洋水産新技術第7条第3項第2号中「情報捜査機関の長が指名する」を「大統領令に定める情報捜査機関（以下「情報捜査機関」という。）の長が推薦する者のうち委員長が委嘱する」に改める。第15条の見出し「（産業技術侵害の通報等）」を「（産業技術の流出及び侵害の通報等）」とし、同条第1項中「直ちに」を「大統領令に定めるところに従って直ちに」に改め、「し、必要な調査及び措置を要請することができる」を「する」に改める。第15条第2項中「第1項の規定による要請を受けた場合」を「第1項による通報を受けた場合」に、「必要な」を「迅速に必要な」に改め、同条に第3項から第5項までをそれぞれ次のように新設する。

③産業通商資源部長官及び情報捜査機関の長は、第2項による調査及び措置を行った場合、その結果を情報捜査機関の長又は産業通商資源部長官にそれぞれ通知しなければならない。

④産業通商資源部長官は、第1項及び第2項による業務を迅速かつ効率的に履行するため、大統領令に定めるところに従って実務支援センターを置くことができる。

⑤産業通商資源部長官及び情報捜査機関の長、第1項による技術を有している対象機関の長等は、産業技術の流出及び侵害が起こらないように共同で努力する必要がある。第17条の見出し「（産業技術保護に向けた実態調査）」を「（産業技術保護に向けた実態調査等）」に改め、同条第3項を第4項とし、同条に第3項を次のように新設する。

③産業通商資源部長官は、第15条第1項による技術流出のおそれがある侵害通報を受けた場合は、侵害通報と関連する機関に対して実態調査を実施することができる。第34条第6号を次のように改める。

6. 第17条による産業技術の保護に向けた実態調査業務を行う者

附 則

この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

1-12 【公布】特許庁とその所属機関の職制施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第522号）

電子官報（2023.8.30.）

産業通商資源部令第522号

特許庁とその所属機関の職制施行規則の一部改正令を次のとおり公布する。

2023年8月30日

産業通商資源部長官

特許庁とその所属機関の職制施行規則の一部改正令

省略

改正理由及び主要内容

敏捷かつ柔軟な政府を実現するために、開放型職位を総理令・部令に定めるようにしていたものを訓令・例規及びその他の方法に定めるようにする内容に「行政機関の組織と定員に関する通則」及び「開放型職位及び公募職位の運営等に関する規程」が改正され、科学技術分野の専門性が国の競争力に与える影響を考慮して技術職群の名称を科学技術職群に変更する内容に「公務員任用令」が改正され、総額人件費制度を活用して自主的に増員できる定員の限度を総定員の7パーセントから10パーセントに引き上げる内容に「特許庁とその所属機関の職制」が改正（大統領令第33687号、2023.8.30.公布・施行）されたことを受けて変更される事項を反映する一方、特許庁に総額人件費制度を活用して設置した産業財産通商協力チーム、機械電子商標審査チーム、国際商標審査チーム、産業デザイン審査チーム、計測技術審査チーム、国際特許出願審査1チーム、自動運転審査チーム、材料金属審査チーム、スマート製造審査チーム、放送メディア審査チーム、産業財産創出戦略チーム、国際特許出願審査2チーム及び環境技術審査チームの存続期限を2023年9月8日までから2025年9月8日までにそれぞれ2年延長し、総額人件費制度を活用し

て特許庁の定員 12 名（6 級 12 名）の職級を上方調整（5 級 12 名）しようとするものである。

1-13 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2124092）

議案情報システム（2023. 8. 31.）

議案番号：2124092

提案日：2023年8月31日

提案者：キム・ソンウォン議員（国民の力）外10人

提案理由

半導体や二次電池、人工知能等の先端戦略技術を含む産業技術をめぐる競争国間の覇権争いがますます激しくなっている中、企業はもちろん、国の競争力の根幹であり戦略資産である産業技術を海外に売り渡す売国的な重大犯罪が持続的に発生しているが、産業技術の流出と侵害行為に対する処罰条項等を盛り込んだ現行法は、事実上技術の流出を放置していることから、国の産業競争力を毀損する犯罪を防止するための事前的又は事後的対策としても非常に不十分であるとの指摘が相次いでいる。

さらに、競争国との技術格差が縮小するか逆転している中、韓国とは異なり、米国や台湾等の主要な競争国は、国家コア技術の海外流出に対してスパイ罪まで適用して国の安全保障の観点で産業技術を保護するための強力な対策を施しているにもかかわらず、韓国の場合、産業技術の流出防止に向けた関連法により処罰される刑量があまりにも軽いため、最高検察庁によると、2019年から2022年の間に言い渡された技術流出事件5件に1件は無罪判決であり、懲役刑は平均言渡し刑量が懲役1年であるとし、2018年から5年間産業技術の海外流出犯罪93件に企業の被害額だけで25兆ウォンに及ぶという国家情報院の報告さえ出ている。そのため、このような反国家的犯罪を防止する上で現れた限界を効果的に克服するため、断固かつ実効的な取締りと処罰が必要であるとの意見が著しく台頭している。

したがって、主要な競争国の水準に合わせて産業技術の流出と侵害に対する処罰を刑法によるスパイ罪の水準に引き上げ、損害賠償の拡大等を通じて大韓民国の産業技術を保護することで、企業及び産業競争力の強化、国益の増進、国・経済の安全保障に貢献しようとする。

主要内容

イ. 裁判所は、産業技術侵害行為が故意によるものと認められる場合、損害として認められる金額の3倍から5倍に賠償額の上限を引き上げて決められるようにする（案第22

条の2第2項)。

- ロ. 国家コア技術を海外で使用するか使用させる目的の行為をした者は、5年以上の有期懲役を7年以上に、罰金は15億ウォン以下から65億ウォン以下に引き上げ、産業技術に対しては、15年以下の懲役又は15億ウォン以下の罰金から5年以上の有期懲役又は30億ウォン以下の罰金に引き上げ、秘密を漏洩するか盗用した者に対しては、5年以下の懲役か、10年以下の資格停止又は5千万ウォン以下の罰金から15年以下の懲役か30年以下の資格停止に引き上げて処罰を強化する(案第36条第1項・第2項及び第6項)。

法律第 号

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第22条の2第2項各号以外の部分中「3倍」を「5倍」とする。

第36条第1項前段中「3年」を「7年」とし、同項後段中「15億ウォン」を「65億ウォン」とし、同条第2項中「15年以下の懲役又は15億ウォン」を「5年以上の有期懲役又は30億ウォン」とし、同条第6項中「5年」を「15年」に、「10年」を「30年」に、「資格停止又は5千万ウォン以下の罰金」を「資格停止」に改める。

附 則

この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

関係機関の動き

2-1 2023年 KIPRIS 応援団の発足式を開催する

韓国特許庁 (2023. 8. 16.)

KIPRIS ユーザーのうち20名を選抜・委嘱

韓国特許庁は、8月11日金曜日午後2時、ソウルで国民向け特許情報検索サービスの「KIPRIS (※)」を広報・改善するための「2023年 KIPRIS 応援団」の発足式を開催する。

※KIPRIS (www.kipris.or.kr) : 国内外の知的財産権に関する情報(特許・意匠・商標など)を誰でも無料で検索・閲覧できる国民向け特許情報検索サービス

発足式は、2023年 KIPRIS 応援団第3期を公式に委嘱し、今後の活動の方向性を共有して積極的な参加を呼びかけるために設けられた。

今回の応援団には、KIPRIS を探検しながら魔法のように変えてくれるという意味を込めて「KIPRIS」と「ハリーポッター」を組み合わせた「キリポッターズ」という愛称をつけた。今年7月に公開募集を行い、KIPRIS ユーザーのうち20名を応援団として選抜した。

キリポッターズは、8月11日から9月29日まで応援団として活動しながら KIPRIS を海外の特許情報検索サービスと比較・体験し、改善意見を提案する。特許庁は、優秀な活動をしてくれたキリポッターズを対象に特許庁長賞と報奨金を授与する予定である。

特許庁の産業財産情報局長は、「キリポッターズはさまざまな年齢や職種の KIPRIS ユーザーで構成されているだけに、ユーザーの幅広い観点から良い意見が集まると期待される」とし、「今回の活動を通じて収集された意見を KIPRIS の高度化に充実に反映させ、国民と企業が KIPRIS をより便利に利用できるよう取り組んでいきたい」と述べた。

2-2 知的財産学単位銀行の2023年2学期受講生を募集

韓国特許庁 (2023. 8. 16.)

オンラインで取得可能！「知的財産学士号」にチャレンジしませんか？

韓国特許庁の国際知的財産研修院が8月16日水曜日から25日金曜日まで2023年2学期知的財産学単位銀行のオンライン受講生を募集する。

受講生は申込者の中から先着順で決まり、2学期の授業は8月30日水曜日から12月12日火曜日まで15週間行われる。知的財産概論や知的財産出願実務等の11科目が開設され、1人当たり最大7科目(21単位)まで受講できる。

知的財産学単位銀行は、知的財産に関わる法・訴訟、知的財産の創出・管理戦略などの専門知識が学べるオンライン学士号課程である。高校を卒業したか、同等の学歴以上を持つ韓国人なら誰でも無料で受講でき、一定単位※を履修すれば、教育部長官から学士号を取得できる。また、知的財産実務能力試験である知的財産能力試験(IPAT)で取得した点数等級(1~4等級)により最大25単位まで専攻単位として認められ※※、弁理士や弁護士、産業保安管理士など関連資格証を保有している場合も一部の単位が認められる。

※4年制大卒：48単位、高卒・短大卒：60単位

※※1級25単位、2級20単位、3級14単位、4級8単位

特許庁と単位交流提携を結んでいる大学の在學生は、知的財産学単位銀行を通じて受講した科目の単位を所属大学の単位として認めてもらうこともできる。今学期には、忠南大学や全北大学等計 12 校と単位交流を行う。

特許庁の国際知的財産研修院長は、「さまざまな産業現場で知的財産権への理解が重要な能力になるだろう」とし、「質の高い教育を提供することで、受講生が専門性を備えた人材として生まれ変われるよう積極的にサポートしたい」と述べた。

一方、受講の申し込みや関連内容は知的財産学単位銀行ウェブサイト (<https://cb.ipacademy.net>) から確認でき、お問い合わせは韓国発明振興会 (02-3459-2765) から受け付ける。

2-3 韓国特許庁・美しい店、「2023 やさしいアイデアコンテスト」の授賞式を開催 韓国特許庁 (2023. 8. 18.)

国民の「やさしいアイデア」で寄付文化を広める！

韓国特許庁は、「美しい店」と共に 8 月 17 日木曜日 15 時 30 分、美しい店ソウル本部で「2023 やさしいアイデアコンテスト」の授賞式を開催したと発表した。

美しい店が提示した今年の課題は「寄付文化を広めるアイデア」で、最優秀賞（特許庁長賞）には、美しい店のポップアップストアと SNS チャレンジなどのアイデアを提案したトリアル（チーム）が選ばれた。優秀賞（美しい店理事長賞）には、Knock's（チーム）、イム・ジョンフンさんなどが受賞し、奨励賞（韓国発明振興会長賞）には、ぼちゃぼちゃアザラシ（チーム）、ソン・ユリム、カン・ヒョンジン、ユン・スンヒョン、イ・ジェウオン、キム・ゴンムさんなどが受賞した。

本大会で受賞した計 9 件のアイデアは、美しい店の従業員および関連分野の専門家でつくる審査委員団の現場発表審査を通じて選ばれた。選定されたアイデアは、美しい店の実際の事業運営に活用される予定である。

特許庁は、国民の画期的なアイデアを活用して美しい店が抱えている悩みを解消できる「やさしいアイデアコンテスト」を昨年から運営している。

美しい店は、2022 年の課題であった未販売衣類の活用問題を解決するためのアイデアを活用して初めてポップアップストアを開店するなど、国民のアイデアを実際の事業に積極的に取り入れている。

特許庁次長は、「国民の画期的なアイデアによって韓国に寄付文化が再確立されることを期待する」とし、「近づく未来の社会・環境問題を国民の斬新なアイデアで解決できる基盤を整えるために引き続き取り組んでいきたい」と述べた。

2-4 韓国特許庁、米国特許公報のハングル翻訳文データ 1,480 万件を無料で公開

韓国特許庁 (2023. 8. 21.)

これから米国特許公報もハングルで読めます！

韓国特許庁は、8 月 21 日月曜日から米国特許公報に対するハングル翻訳文資料を国内外特許データ公開インフラの KIPRIS Plus※を通じて民間に無料で公開すると発表した。

※特許庁のデータ公開インフラとして (plus.kipris.or.kr) 国内外の主要産業財産権 (特許、商標、デザイン等) の公報や行政情報などのデータ商品を提供する

【米国特許データハングル翻訳文 1,480 万件公開】

今回公開するデータは、米国特許庁が 1974 年から 2022 年 10 月まで発行していた米国特許公開公報と登録公報に対するハングル翻訳文計 1,480 万件である。公開されたデータを活用すれば、韓国国民と企業は英語で書かれた膨大な米国特許公報をハングルで簡単に検索でき、価値評価などの特許分析にも活用できる。また、知的財産関連企業は、米国特許データを活用したサービスを開発することで、新たな付加価値を創出できると期待される。

【特許庁独自開発の人工知能翻訳システムの活用】

今回のデータは、特許庁が 2021 年に独自開発した人工知能英韓翻訳システムを活用して構築したものである。特許庁は、人工知能が特許分野の難しい専門用語と文の構造をきちんと理解して翻訳できるよう、特許公報や審査・審判文書などからデータを構築・学習させ、翻訳の品質を持続的に改善してきた。

【中国、日本の特許公報翻訳文も順次公開する予定】

今回のデータ公開は、昨年 12 月、欧州特許公報のハングル翻訳文データ (500 万件) の公開に続く 2 回目のものであり、来年は中韓人工知能翻訳システムを活用して中国特許文献に対するハングル翻訳文約 3,800 万件も構築し公開する予定である。また、日韓人工

知能翻訳システムも順次開発することで、約 2,600 万件に上る日本特許文献に対するハンゲル翻訳文も構築し公開していく計画である。

特許庁の産業財産情報局長は、「特許庁は、誰でも世界中の特許情報を言語の壁なくハンゲルで簡単かつ便利に検索して活用できるよう取り組んでいきたい。これから人工知能翻訳システムをさらに発展させて、公開するデータの範囲と品質も持続的に拡大していく考えだ」と述べた。

2-5 韓国特許庁、2023 年上半期優秀審査・審判官品質コンテストの授賞式を開催

韓国特許庁 (2023. 8. 22.)

上半期の優秀審査・審判官は？

韓国特許庁は、8 月 22 日火曜日 16 時 20 分、政府大田庁舎で高品質の特許審査を呼びかけ、強い特許の創出基盤を築くために、2023 年上半期優秀審査・審判官品質コンテストの授賞式を開催すると発表した。

授賞式では、特許庁の功績審査委員会が審査品質の向上に寄与した審査・審判官の審査・審判の品質を評価し、優秀審査官 65 名と優秀審判官 6 名を選定して授賞した。優秀審査官には国際商標審査チームのイ・ジュンジェ審査官などが、優秀審判官には審判 2 部ペ・フンソン審判官などが選ばれた。

特許庁は、博士号を持っている審査人材が審査官全体の 36.6%※に上るなど優秀な審査人材を確保しているが、米国、欧州、日本など先進国に比べて足りない審査官数とこれに伴う高い審査負担は、審査品質を高めるのに障害となってきた。

※全体審査官 1,126 名のうち 412 名

そのため、特許庁は、審査以外の業務を減らし、審査に集中できる勤務環境を整えることで創造性と専門性を最大化し、出願人に向上した審査サービスを提供するために多様な積極行政の取り組みを繰り広げてきた。例えば、2022 年下半年から集中審査時間制度、代表電話対応制度、審査指数体系の改善、通知書の簡素化などを推進してきた。また、不足している審査人材を効率的に活用するため、世界初超巨大人工知能モデルを適用した特許審査システムを開発するなど、人工知能を活用した審査業務の効率化を模索している。

特許庁長は、「審査品質を高めるために、厳しい環境の中でも黙々と努力してくれた審査官の労苦に感謝する」とし、「技術覇権争いが激化している中、審査官一人一人が国の競争力強化に大きな役割を担っているという自負を持って審査品質の強化に最善を尽くせるよう支援したい」と述べた。

2-6 韓国特許庁、ウズベキスタンに韓国型特許行政システムを構築する

韓国特許庁（2023.8.22.）

特許行政韓流の中央アジア進出にエンジンをかける

韓国特許庁は、ウズベキスタン特許庁に対する韓国型特許行政システムの構築議論を始めると発表した。特許行政韓流を中東、南米などに次いで中央アジアへと拡大するきっかけになると期待される。

特許庁は、8月21日月曜日14時40分、政府大田庁舎でウズベキスタン特許庁長兼法務部次官（Mr. Ikramov）※および局長、実務陣などと高官級会議を開き、両国間の知財権関連情報化協力について議論する。

※ウズベキスタンの特許庁は法務部の傘下機関で、法務部次官が特許庁長を兼ねる

会議では、ウズベキスタンに韓国型特許行政システムを構築し、知的財産データを交換するとともに、ウズベキスタン実務陣を対象に情報化能力強化プログラムを実施するなど、幅広い協力議題が議論される。

続いて8月21日月曜日から25日金曜日まで、韓国特許情報院で情報化協力共同研修を開催する。共同研修では、特許行政の情報化に関わる長・短期推進戦略の策定に向けたコンサルティングを行う。韓国の知財権基盤経済発展の経験とノウハウの伝授などによる知的財産行政能力格差の解消を目的として、書面出願およびオンライン出願などの願書の作成過程と関連情報システムを紹介する。

また、特許庁の人工知能を活用した特許行政システムの開発結果と適用事例を共有し、特許行政システムに人工知能技術を導入するためのあらゆる事項について話し合う。この他にも、人工知能を活用した民間分野の先端技術を体験するため、LG イノベーションギャラリーなどを訪問する。

特許庁は、今回議論した内容を基に、今年9月、現地に情報化専門家を派遣して韓国型特許行政システムの構築と関連する調査に着手する予定である。

特許庁の産業財産情報局長は、「ウズベキスタンと議論中の韓国型特許行政システム構築事業は、行政韓流を通じた国際的地位の強化につながり、海外に進出している韓国企業を支援する上で非常に有意義なことだ」とし、「韓国型特許行政システム構築事業が目に見える成果を出せるよう、ウズベキスタンと体系的に協力していきたい」と述べた。

2-7 韓国特許庁・特許裁判所、「2023 特許訴訟弁論コンテスト」を共同開催

韓国特許庁 (2023. 8. 22.)

法学専門大学院生たちの特許訴訟弁論対決、最終勝者は？

韓国特許庁は、特許裁判所と共に 8 月 21 日月曜日 17 時 40 分、特許裁判所で「2023 特許訴訟弁論コンテスト」の授賞式を開催したと発表した。

今年で 10 回目を迎える本大会 (2014 年開始) は、予備法曹人である法学専門大学院生たちに特許訴訟などの生々しい体験の機会を提供して知的財産権訴訟実務能力を備えた法曹人に育成するためのものである。

今年は、全国法学専門大学院 20 校から計 69 組、約 200 人の学生が参加を申請※し、このうち 62 組が予選、本選、決選を経て訴訟弁論の技量を競った。

※参加を申請した学生のうち、訴訟準備書面を提出したチームを対象に予審進行

過去最多の 62 組が参加※し、法学専門大学院生たちの知的財産権訴訟に対する関心と情熱が窺えた。

※訴訟準備書面提出チーム：第 8 回 59 組→第 9 回 55 組→第 10 回 62 組

予選を通過した 24 組が実際に訴訟を担当する特許裁判所の判事で構成された審査委員の前で激しい法廷攻防を繰り広げ、上位 6 組が決選に進み、最終勝者を決めた。

本選・決選のほかに付属イベントとして、現職弁理士が知財権紛争対応戦略に関するノウハウを伝える特別教育も提供されるなど、知財権訴訟の理論と実務の理解を深める特別な時間も設けられた。

最終結果として、特許部門ではソウル大学法学専門大学院チームと忠南大学法学専門大学院チームがそれぞれ特許裁判所長賞 (1 位) と特許庁長賞 (2 位) を受賞した。商標・デザイン部門では全南大学法学専門大学院チームと成均館大学法学専門大学院チームがそれぞれ特許裁判所長賞 (1 位) と特許庁長賞 (2 位) を受賞した。

続いて韓国知的財産保護院長賞、韓国知的財産権弁護士協会会長賞、法学専門大学院協議会理事長賞、韓国特許法学会会長賞等計 24 組が受賞の栄誉に浴した。

特許部門で特許裁判所長賞（1 位）を受賞したソウル大学法学専門大学院チームは、「書面の準備過程で構成要素の分析と法理の適用に苦戦したが、チームメンバーと知恵を絞った末に論理を完成することができた」とし、「知的財産権分野の立派な実務家として成長できるよう精進していきたい」と抱負を語った。

商標・デザイン部門で特許裁判所長賞（1 位）を受賞した全南大学法学専門大学院チームは、「知的財産権に対する関心だけで始めて準備が容易ではなかったが、チームメンバーと一緒に準備した末に実を結ぶことができた」とし、「特許訴訟の実務を経験できる有意義な時間だった」と受賞感想を伝えた。

特許庁長は、「技術覇権争いの時代に企業と国家間の技術確保紛争が日増しに激化しており、先端技術の先取りと保護に向けた知的財産専門人材に対する需要もさらに高まるだろう」とし、「これからも知的財産専門人材を育成するための支援を惜しまない考えだ」と述べた。

2-8 韓国特許庁、特許出願の際の「遺伝資源出所開示」への対応に乗り出す

韓国特許庁（2023. 8. 23.）

韓国特許庁は、8 月 23 日水曜日 14 時、特許庁ソウル事務所で WIPO（世界知的所有権機関）の遺伝資源出所開示※関連議論の動向を共有し、関連業界・機関の意見を収集するための懇談会を開催する。

※遺伝資源（動物、植物、微生物など）と関連伝統知識を活用した発明を特許出願する際、発明に活用された遺伝資源と関連伝統知識の出所（原産地や提供国など）を開示する

懇談会は、今年 9 月の外交会議準備委員会を控え、関連業界・機関の意見を集約して韓国企業にとって有利な案を作成するために開催される。

特許庁は遺伝資源出所開示に関する国際ルール議論の動向と韓国特許制度との合致度合いを発表し、関連業界※は関連国際ルールが韓国企業に負担をかけないよう政府側に対応を求めると予想される。

※韓国バイオ協会、韓国製薬バイオ協会、韓国新薬開発研究組合など

途上国（遺伝資源富国）は、名古屋議定書※（2010年に採択）を根拠に特許を出願する際、遺伝資源の出所を開示しなければならないと主張してきた。WIPO総会（2022）では、遺伝資源出所開示に関する国際条約の樹立に向けた外交会議を2024年に開催することを決定した。2024年の外交会議で遺伝資源出所開示に関する国際条約が採択されれば、多くの国が同条約に加盟するものと予想される。韓国企業の格別な注意と対応策の模索が必要な時点である。

※遺伝資源の利用により発生する利益が遺伝資源の提供国と共有されなければならないという国際協約

特許庁は、今後の2次懇談会と産業界に及ぼす影響を研究する研究委託や海外制度の分析および広報など、遺伝資源出所開示に備えていく計画である。

特許庁の産業財産通商協力チーム課長は、「遺伝資源の利用に関する国際社会の議論動向を綿密に把握し、迅速な情報共有と意見収集を通じて韓国企業にとって有利な方向で条約案がまとめられるよう、外交部、環境部などの関係各所と協力して対応していきたい」と述べた。

2-9 「知的財産基盤次世代英才経営者教育院」の新入生を募集する

韓国特許庁（2023.8.28.）

韓国のビル・ゲイツとイーロン・マスクを探しています

韓国特許庁は、KAISTとPOSTECHと共に8月29日火曜日から9月26日火曜日まで「2024年度知的財産基盤次世代英才経営者教育院（以下「教育院」）の新入生（第15期）を募集すると発表した。

募集対象は、創造力と潜在力が豊富な中学生または満13～15歳の青少年で、計約160人※を選抜する。KAISTのIP英才経営者教育院ウェブサイト（ipceo.kaist.ac.kr）やPOSTECHの英才経営者教育院ウェブサイト（ceo.postech.ac.kr）から申し込むことができる。

※KAIST、POSTECHの教育院別に約80人ずつ選抜

選抜された生徒は、2年間、知的財産、企業家精神、未来技術、人文学、コミュニケーション技術などの創意融合教育を通じて発明最高経営者（CEO）に成長する機会を得ることになる。修了後も、専門教育の受講や修了生ネットワーク（ACCEL※）への参加など、イノベーション経営者として成長するための教育・インフラを持続的に提供してもらえる。

※約 1,200 人の修了生と進路模索や創業準備活動ができる交流ネットワーク (Alumni of Center for Creative Entrepreneur Leaders based on IP)

教育院設立 (2009 年) 以来の修了生は、2022 年末基準で累積知的財産権 4,992 件を出願し、スタートアップの創業 78 件および大韓民国人材賞 43 名の受賞などの実績を上げた。社会に進出している修了生は、知的財産基盤最高経営者 (CEO) として活動しながら目覚ましい成果を出している。

特許庁の産業財産政策局長は、「次世代英才経営者教育院は成績が優れている英才だけを対象にしているところではない」とし、「未来の経営者に成長する潜在力が十分あって、夢と情熱がはっきりとした生徒なら、迷わず志望してほしい」と話した。

一方、詳細は発明教育ウェブサイト (www.ip-edu.net) から確認でき、その他不明な点は韓国発明振興会 (02-3459-2748、2915) から受け付けている。

2-10 韓国特許庁、「PATINEX2023」を開催する

韓国特許庁 (2023. 8. 29.)

技術覇権争いの時代、特許データを活用して先陣を切る！

韓国特許庁が主催し、韓国特許情報院が主管する「第 19 回国際特許データエキスポ (PATINEX※) 2023」が 8 月 31 日木曜日から 9 月 1 日金曜日までソウル COEX で開催される。

※PATINEX : PATent INformation EXpo

PATINEX (国際特許データエキスポ) は、特許データに対する意識向上および裾野拡大を目指して 2005 年から開催されており、累積観客 11,000 人以上の韓国最大の特許データエキスポである。

PATINEX2023 は、「技術覇権時代のゲームチェンジャー、未来をつくる知的財産データ」というテーマで開かれる。国内外の特許データ専門家が知的財産イノベーションに関するカンファレンスに参加し、知的財産データサービス企業の多様なサービスを体験できる展示会が開かれる予定である。

【技術覇権時代に競争力を確保するための特許データ活用戦略カンファレンス】

初日（8月31日）には、国家知的財産委員会のペク・マンギ委員長からの基調演説（創造性あふれる素敵な知識強国-大韓民国のビジョン）を皮切りに、LG化学やマイクロソフトなどのリーディングカンパニーが人工知能技術と連携した特許データ活用戦略を提示する。

2日目（9月1日）には、SKテレコム、CJ第一製糖、LG人工知能研究院などが未来技術と関連する知的財産の動向と特許ベースの収益化戦略について踏み込んだ講演を行う。

韓国特許庁の人工知能技術を活用した特許行政システムと海外先進特許庁（米国、日本、中国）の特許データサービス政策もうかがえる。

【特許データ活用リーディングカンパニーのサービスを体験できる展示会】

展示会では、WIPS、WERT INTELLIGENCE、CAS等国内外の約20の知財サービス企業・機関のさまざまな知財データサービスを直接体験できる。

特許庁の産業財産情報局長は、「知的財産はグローバル技術覇権争い時代の最重要資産だ」とし、「今回のPATINEX2023を通じて韓国企業が新たな変化に対応できる戦略を探り、人工知能技術を活用した知的財産サービス市場が活性化することを期待する」と述べた。

一方、詳細の確認および参加申込はPATINEXウェブサイト（<https://patinex.org>）から可能であり、その他不明な点はPATINEX2023事務局（02-2038-2227）から受け付けている。

2-11 韓国特許庁、2024年度の予算案に7,017億ウォン計上

韓国特許庁（2023.8.29.）

韓国特許庁は、2024年度の予算案として2023年比5.1%（373億ウォン）減少した7,017億ウォンを編成※したと発表した。

※特許庁予算：2023年7,390億ウォン→2024年予算案7,017億ウォン（-373億ウォン）

来年度の予算案は、一般会計の会計間取引額が減少※（-359億ウォン）するに伴って今年度より全体規模は縮小するが、知的財産の創出・保護・活用などに投資される主要事業費は今年度より16億ウォン増加※※した3,634億ウォンに拡大して編成した。

※一般会計の会計間取引額：2023年1,525億ウォン→2024年予算案1,166億ウォン（-359億ウォン）

※主要事業費：2023年3,618億ウォン→2024年予算案3,634億ウォン（+16億ウォン）

①知的財産権への支援による韓国企業の輸出能力の強化

強力な知的財産を有する強小企業の輸出ドライブを支援するため、海外現地で知財権紛争への対応を密着して支援する海外知的財産センター※（IP-DESK）を拡大・再編し、地域別輸出有望中小企業を対象に知財権総合支援を拡大※※する。

※海外知的財産センター：2023年33億ウォン、11か国支援→2024年予算案54億ウォン、40か国支援（+21億ウォン、+29か国）

※※IPベースの海外進出支援：2023年117億ウォン、673社→2024年予算案140億ウォン、808社（+23億ウォン、+135社）

②人工知能（AI）を活用した知的財産審査・評価システムのイノベーション

特許庁本来の機能である審査・審判業務を効率的に遂行するためにAIを活用した特許検索・分類サービスモデルを研究※し、知的財産市場の公正な取引秩序を確立するために知的財産取引・移転用価値評価システムを設ける※※。

※AI基盤の特許行政イノベーション：2023年19億ウォン→2024年予算案20億ウォン

※※知的財産活用・普及インフラの構築：2024年予算案9億ウォン（新規）

③国家コア技術などに対する知的財産保護機能の強化

国家コア技術や防衛産業技術など経済安全保障に関わる特許出願を把握・管理する予算を増額編成※し、営業秘密保護コンサルティングの対象も国家戦略技術の研究開発（R&D）を遂行する機関に拡大※※する。積極行政を通じて知財紛争の迅速な解決を後押しする産業財産権紛争調停委員会の運営予算も拡大※※※する。

※国家コア技術の特許管理システム：2023年23億ウォン→2024年予算案34億ウォン

※※営業秘密保護コンサルティング：2023年25億ウォン→2024年予算案32億ウォン

※※※紛争調停委員会の運営：2023年3億ウォン→2024年予算案6億ウォン

④未来人材の育成に向けた知的財産教育への投資の拡大

知的財産融合専攻・学位課程を運営する重点大学を全国に拡大※し（6校→9校）、中部圏地域発明教育の中核的役割を果たす広域発明教育センターの建設に向けた工事費を編成※※した。

※知的財産専門人材育成重点大学：2023年44億ウォン、6校→2024年予算案66億ウォン、9校（+22億ウォン、+3校）

※※広域発明教育センター：2023年6億ウォン（設計費）→2024年予算案10億ウォン（1年目工事費、3か年工事費47億ウォン）

特許庁の「2024 年度予算案および基金運用計画案」は、国会への提出後、常任委員会と予算決算特別委員会の審議を経て、本会議の議決を通じて今年 12 月初めに確定する予定である。

2-12 韓国特許庁、ディスプレイ業界との知的財産制度改善懇談会を開催

韓国特許庁 (2023. 8. 30.)

ディスプレイ業界への支援に乗り出す

韓国特許庁の半導体審査推進団（以下「推進団」）は、8 月 29 日火曜日 16 時、韓国ディスプレイ産業協会（ソウル）で、韓国ディスプレイ業界の関係者らと「知的財産制度改善懇談会」を行った。

最近、国内外のディスプレイ企業間で激しくなっている技術競争が特許紛争につながる中、韓国ディスプレイ業界の隘路を聞き、それを制度改善に反映することで韓国企業の世界競争力確保に寄与するために懇談会が設けられた。

懇談会では、韓国半導体分野の競争力強化に向けた推進団の設立趣旨と韓国半導体産業を支援するための特許庁の主要政策が紹介され、ディスプレイ分野の特許制度改善案が議論された。

推進団は今年 4 月、半導体業界と現場コミュニケーションの第一歩を踏み出し、今回はディスプレイ産業界とコミュニケーション活動を続けた。参加企業の関係者らは、「付加価値の高い有機発光ダイオード (OLED) を中心に事業構造の再編に拍車をかけている」とし、「グローバル市場で超格差優位を守っていくためには、先端技術が特許として速やかに保護されるような制度的装置が必要だ」と有機発光ダイオード (OLED) に対する優先審査制度の導入を求めた。

特許庁の半導体審査推進団長は、「懇談会を通じて特許競争力確保の重要性を再確認し、ディスプレイのコア技術が適時に保護されるよう支援したい」とし、「半導体・ディスプレイ分野の国家競争力を確保し、コア人材・技術の海外流出を防止するため、今年 3 月に半導体・ディスプレイの民間専門家 30 名を審査官として採用したのに続き、これから民間専門家を追加採用する予定なので、産業界からの多くの関心をお願いしたい」と話した。

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 リフォーム製品、商標権侵害に注意してください

韓国特許庁（2023. 8. 16.）

リフォーム・アップサイクル製品、商標権侵害のおそれあり

- Aさんは、古いブランドバッグをクリーニング・分解し、個性的なデザインに作り変えてオープンマーケットで販売した。質の高いリフォーム製品を安価で手に入れてとても満足しているという顧客の反応に嬉しさを感じたのも一瞬。最近、商標権者より販売の中止を求める内容証明が届き、対応方法を調べている。
- Bさんは、SNSで有名商標のロゴの形をしたビンテージアクセサリを安価で購入した。ところが、友達から購入した製品が正規品ではなくアップサイクル製品であることを聞いた。Bさんは返金を求めようとしたが、販売者のアカウントが閉鎖されてしまい、何もできなくなってしまった。Bさんは、結局、その模倣品販売者を通報することになった。

韓国特許庁は8月13日、他人の商標が表示されている製品をリフォームまたはアップサイクルして販売・流通する場合、商標権侵害または不正競争行為に該当するおそれがあるため注意が必要であると発表した。

最近、「ナイキのリューザブルマイバッグ」をクロスボディバッグやリュックサック、財布、ポーチなどの多様な形にリフォーム（※）・アップサイクル（※※）した製品がオンラインで販売され、人気を集めている。

※服やバッグなどのデザイン、色を変えて新しい形にすること

※※捨てられた製品にデザインを加え、新たな価値のある製品に再生産すること

しかし、リフォームした製品がナイキの商標権を侵害するのではないかという疑問が提起され、論争になった。「正規品の形を変えただけなので中古品を販売することと同じだし、リフォーム製品であることを知らせて販売しているため問題にならないと思う」との意見がある一方、「ナイキの同意を得ずに商標を使用し、収益を取ることなので、商標権の侵害に当たる」との意見が対立している。

リフォーム・アップサイクル製品は、数年前から環境に優しい消費文化の一環として人々から注目を浴びている。古びたブランドバッグや衣類を完全に新しいデザインにするか、有名商標のロゴの形をした装飾品をイヤリングやネックレスなどに作り変えた製品を購入するのである。このような購入を通じて個性を表すことができ、環境保護はもちろん過剰な消費の抑制にも役立つという趣旨がある。

ところが、オンラインで販売されている多数のリフォーム・アップサイクル製品は、商標権者の同意を得ずに本来の製品を全く違う外観に変え、商標・ロゴは元のものをそのまま表示する方式に製作されている。これは、本来の製品の品質と形状を維持・補修するためにその一部を単に加工したりリフォームしたりするレベルとは言えない。

韓国最高裁判所の判例（※）によると、このように本来の製品との同一性を害するほどの加工やリフォームをする場合は、実質的に生産行為をするのと変わらないため、商標権侵害（商標法第108条第1項第1号）に該当する。

※韓国最高裁判所 2003年4月11日言渡 2002ド3445判決

リフォームを経た製品の外観が本来の商品と極めて類似していても、同一性が認められにくい場合もある。リフォーム製品に使われた生地、部品、製造技術などが本来の商品のそれと同一でないため、リフォーム行為により商標の品質保証機能が害されたとみなす可能性があるからである。

たとえ、商標権者がリフォーム製品の販売を問題視しなくても、商標権侵害は非親告罪であるため、被害を受けた購入者が販売者を通報して商標法の違反が認められれば、販売者は処罰を受けることになる。

また、最初に購入した者は、その製品がリフォーム製品であることを知って購入したとしても、リフォーム製品が中古品として販売される際に、それを正規品として誤認混同して購入する被害者が発生する可能性があるため、注意が求められる。

特に、韓国内に広く知られている他人の商標・ロゴと同一・類似しているものを使用した製品を販売し、他人の商品と混同を生じさせる行為は、不正競争行為（不正競争防止法第2条第1号イ目）に該当することがある。

特許庁の商標特別司法警察課長は、「環境を考えるとという良い趣旨の消費文化の普及が、商標権侵害や知財権紛争の導火線になりかねない」と懸念を示し、「個人がリフォーム・アップサイクル製品を作って使用することは問題とならないが、それを販売・流通、譲渡することは商標法違反に該当し得るので注意する必要がある」と述べた。

4-2 韓国特許庁、「デザイン保護公開フォーラム」を開催する

韓国特許庁 (2023. 8. 17.)

地域の中小企業・デザイナーを対象にデザインの保護方法を説明します！

韓国特許庁は、8月17日木曜日ソウルデザイン主導製造イノベーションセンターを皮切りに光州、昌原、亀尾など全国を巡回しながら地域の中小企業・デザイナーを対象にデザイン保護公開フォーラムを開催する。

フォーラムは、各分野の専門家が知的財産権を活用してデザイン創作物を効果的に保護する戦略と登録済みのデザイン権情報を分析して新製品の開発に活用する方法を紹介する。また、デザイン権侵害犯罪を専門的に捜査する特許庁の技術デザイン特別司法警察が講師となってデザイン侵害に対応する要領を説明する予定である。

フォーラムは、韓国デザイン振興院が運営するデザイン主導製造イノベーションセンター4か所で開催される予定である。センターは、地域の中小・中堅企業が蓄積した製造経験にデザインを融合させて独自のブランド製品を企画する事業を支援している。今回のフォーラムを通じて、地域の中小・中堅企業のデザイン権に対する意識向上に役立つものと期待される。

特許庁の商標デザイン審査局長は、「韓国は世界4位※のデザイン多出願国家だが、中小企業やデザイナーにとって知的財産権は依然としてややこしくて難しいものなのが実情だ」とし、「フォーラムを通じてデザイン権に対する産業界の理解度を高めるとともに現場の声に耳を傾けることでデザイナーフレンドリーな法・制度を設計し、積極的な行政サービスを提供するのに活用したい」と述べた。

※1位中国、2位欧州連合、3位英国

一方、フォーラムは知的財産権に興味のある人なら誰でも無料で参加できる。詳細は特許庁デザイン審査政策課 (☎042-482-8353) に問い合わせればよい。

4-3 韓国特許庁、ブラジル特許庁とデザイン優先権証明書類のオンライン交換を開始

韓国特許庁 (2023. 8. 24.)

国際協力でブラジル進出企業のデザイン保護を強化する！

ブラジルに進出する韓国企業のデザイン保護が一層強化される見通しである。韓国特許庁は8月24日、今月から韓国出願人がブラジルにデザインを出願する場合、優先権証明書類※のオンライン交換サービス（DAS：Digital Access Service）を提供していると発表した。

※優先権証明書類：第一国に出願したものを根拠に他の国（第二国）に同一の内容を出願する場合、出願日を第一国の出願日として遡及して認められるために第二国の特許庁に提出する書類

優先権証明書類（紙書類）を海外に直接提出しなくても済むことになるため、出願人の利便性が大幅に向上し、現地での権利確保も容易になると期待される。

【ブラジル特許庁とデザイン優先権証明書類のオンライン交換を開始】

ブラジルは中南米最大の市場として、韓国の対ブラジル輸出は年間約117億ドル（2022年基準）に上る。韓国出願人の海外知的財産権出願第19位（2020年基準）に当たる国でもある。この10年間（2012～2021）韓国出願人の特許約3,700件やデザイン約1,400件が出願されるなど、韓国企業のブラジル内知的財産権保護に対する重要性がますます高まっている。

従来は、ブラジルにデザイン優先権を主張するには、韓国特許庁からデザイン優先権証明書類（紙書類）を発行してもらって国際郵便で送るか、現地代理人を通じてブラジル特許庁に提出しなければならなかった。手間がかかる上に費用が負担になるだけでなく、書類の提出漏れなどのリスクもあった。

これからは、韓国内出願番号通知書に記載されているオンライン交換サービス（DAS）アクセスコード、韓国内出願番号および出願日をブラジル特許庁への願書に記入して提出すれば済むことになる。その後、韓国特許庁が出願人に代わって優先権証明書類をブラジル特許庁にオンラインで送付する。

【デザイン優先権証明書類のオンライン交換対象国、23か国に拡大】

特許庁は、2018年7月に初めて中国とデザイン優先権証明書類のオンライン交換を実施して以来、現在（2022年8月）まで対象国を23の海外特許庁に拡大してきた。今年7月からはリトアニアとのオンライン交換を開始しており、9月にはイタリアとのオンライン交換を開始する予定である。

特許庁の産業財産情報局長は、「ブラジルとのデザイン優先権証明書類のオンライン交換を通じて、地球の反対側にあるブラジルに進出している韓国企業の権利保護が強化さ

れるものと期待される」とし、「韓国企業が進出している外国との特許関連書類のオンライン交換を拡大するよう、引き続き取り組んでいきたい」と述べた。

その他一般

※今号はありません。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム